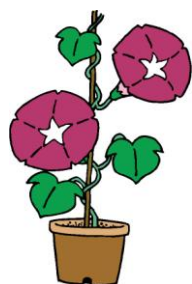


**⑭ ナイスハートふれあいフェスティバル
2015 (美術展出品) 参加者を募集します**

期日 12月10日(木)～14日(月)
搬入日時 12月8日(火) 午前9時～正午
搬出日時 12月14日(月) 午後1時～4時
会場 茨城県立県民文化センター
 (水戸市千波町東久保 697)
参加資格 市内在住の障がい者
作品の種類 絵画の部、書道の部、写真の部、
 陶芸・工芸の部の4部門
 ※詳細については、お問い合わせください。
申込方法 社会福祉課または各支所福祉課
 の窓口へ直接お申し込みください。
申込期限 9月18日(金)
申・問 社会福祉課 (内線 154・155)

**⑮ 水戸ニューモラル講演会の参加者を
募集します**

心のあり方(心づかい)が大切なモラルに
 ついて学びませんか。
日時 9月27日(日)
 午後1時30分～3時30分
 (午後1時受付開始)
会場 茨城県立歴史館 講堂
 (水戸市緑町2-1-15)
テーマ 親子の絆とは
講師 公益財団法人モラロジー研究所顧問
 いわた ひろなり
 岩田 啓成さん
定員 100名
参加費 無料
申込方法 電話またはFAXで住所、氏名をお
 伝えください。
申込期限 9月20日(日)
申・問 遅野井 TEL 029-292-2536



**⑯ 第9回 どうぶつフェスティバル in
かみね 写生会の参加者を募集します**

日時 9月27日(日)
 ※雨天時は10月4日(日)に延期
 午前9時～午後1時
場所 かみね動物園(日立市宮田町5-2-22)
対象 4歳以上の幼児～小学生
定員 120名(先着順)
入場料 子ども:無料、保護者:自己負担
主催 県北ブロック獣医師会連絡部会
その他 優秀者には賞状と副賞あり
申込方法 電話でお申し込みください。
申込期限 9月26日(土)
申・問 こたに動物病院 TEL 0296-73-0010
 動物病院 ハートランド
 TEL 029-306-8940

**⑰ JICA ボランティアの「体験談&説明会」
を開催します**

開発途上国で活動する JICA ボランティア
 の制度や内容について、説明会を行います。
 ボランティアには技術系、医療系、教育系、
 農業系、スポーツ系などさまざまな職種があ
 ります。
 参加費は無料です。事前申込み不要、入退
 場自由ですので、お気軽にご参加ください。

日時	会場
10月3日(土) 午後2時～4時	イオンモール水戸内原 2階イオンホール AB (水戸市内原2-1)
10月12日(月・祝) 午後2時～4時	つくばサイエンス・イン フォメーションセンター 大会議室 (つくば市吾妻1-10-1)

※「青年海外協力隊/日系社会青年ボラン
 ティア」と「シニア海外ボランティア/日系
 社会シニア・ボランティア」の説明会を合
 同で行います。

問 JICA 青年海外協力隊事務局 募集課
 TEL 03-5226-9813

⑲ マイナンバー制度の開始に伴う居所情報登録申請について

今年10月以降、住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付
 されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方は、居所情報登録申請が
 必要です。申請が認められた方は、登録された居所にマイナンバーの通知カードを送付します。

申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請方法 住民票のある住所地の市区町村に申請書を持参または郵送してください。申請書は市
 民課または各支所窓口課に置いてあります。また、総務省のホームページからもダウ
 ンロードできます。

申請期限 9月25日(金)

申・問 市民課 (内線 147・148)

⑳ 家族介護用品支給事業について

在宅で高齢者等を介護している家族等に、介護用品を購入するための助成券を交付します。希
 望される方は、次の内容を確認のうえお申し込みください。

対象者 次のすべてに該当する方

- ・笠間市に住所を有し、在宅(※1)で介護を受けている方
- ・要介護3以上の認定を受けている方
- ・笠間市介護保険条例に定める保険料を完納(※2)している方

※1 ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に入所
 している方も含みます。なお、医療機関に入院中の方は対象になりません。

※2 対象者の属する世帯全員が保険料を完納していない場合は対象になりません。

購入券の使用について

交付を受けた方は、指定販売店にて購入券と引き換えに、介護用品を購入することができます。
 ※指定する介護用品以外の商品の購入には、本券は利用できません。

※購入金額が4,000円未満の場合、差額は受け取れません。また、購入金額が4,000円を超えた
 場合、超過分は利用者の負担となります。

対象となる介護用品

- ①紙おむつ ②尿とりパッド ③ドライシャンプー ④使い捨て手袋 ⑤濡れタオル
 ⑥ポータブルトイレ用消臭(防臭)剤

申請および支給方法

介護保険証と印鑑を持参のうえ、高齢福祉課または各支所福祉課の窓口で申請してください。

○初めての方:申請を随時受け付けています。申請日により支給開始月が決まるので、対象の
 方は早めに申請してください。

○ご利用中の方:継続される場合は、9月18日(金)までに申請してください。

支給が決定すると、市から「支給決定通知書」「介護用品購入券(4,000円/月)」「指定販売店
 一覧」が届きます。

購入券は、上期(4月分～9月分)および下期(10月分～3月分)ごとに交付します。支給の
 限度額は、月額4,000円です。

申・問 高齢福祉課 (内線 175)

笠間支所 福祉課 (内線 72132)

岩間支所 福祉課 (内線 73173)

飼い犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けましょう。